

医療安全対策に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、医療安全対策の推進を図る観点から、医療機関における医療安全体制の確保状況、国等による医療安全対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

厚生労働等担当評価監視官室

担 当：田中、大村、高橋、船橋

電話（直通）：03-5253-5453

F A X：03-5253-5457

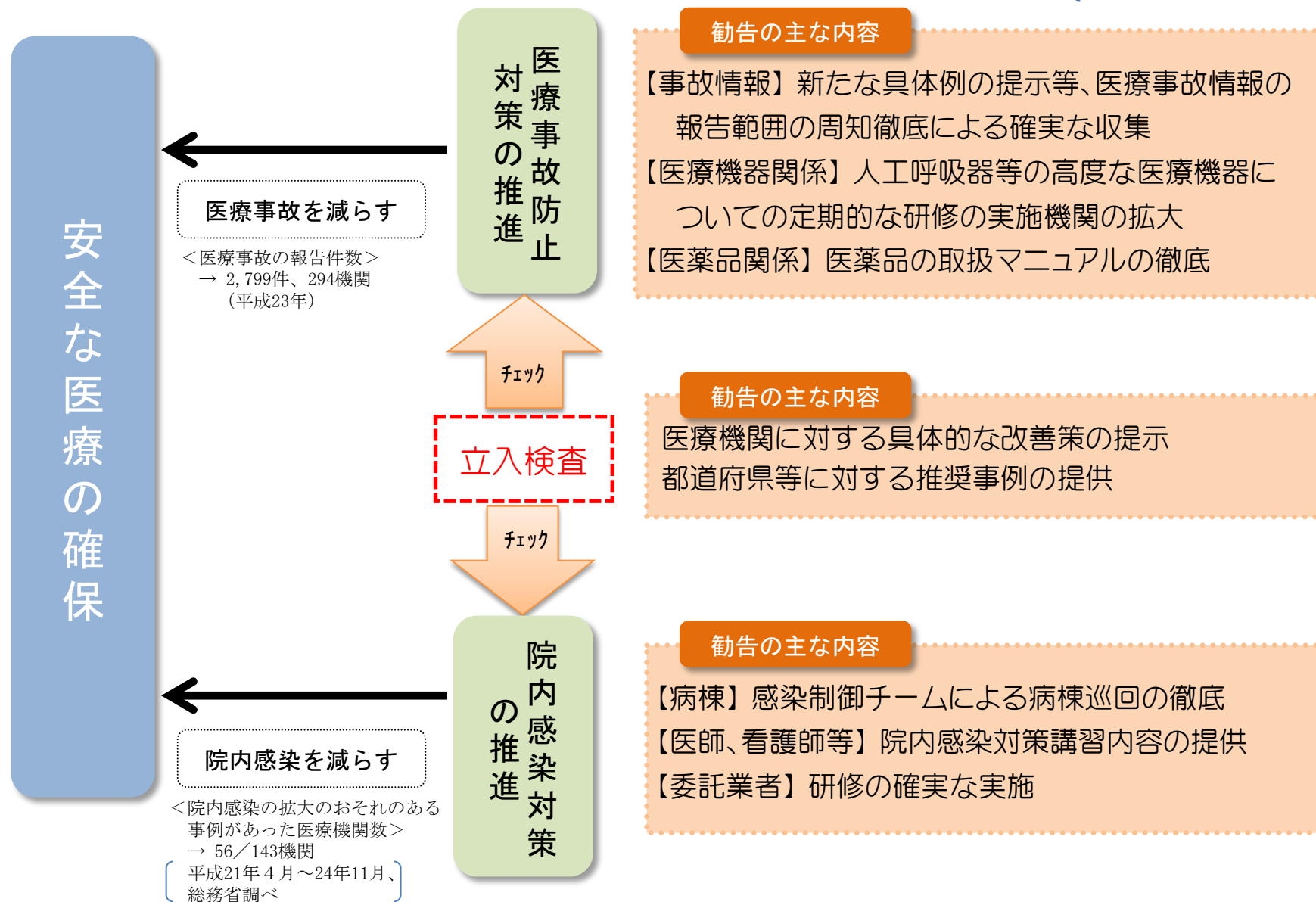
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

医療安全対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成25年8月30日
勧告先：厚生労働省



1 医療事故防止対策の推進

勧告①

- 医療事故情報収集等事業における報告すべき内容の注意喚起、報告範囲の新たな具体例の提示等による周知徹底

調査結果①

結果報告書P.89、90

- 日本医療機能評価機構が医療事故情報を収集、分析し、医療機関に情報提供
【事業参加機関】義務参加：273機関〔大学病院、国立病院等〕、任意参加：653機関（平成24年12月末）
- 報告すべき事案の範囲は、医療法施行規則で規定され、通知で具体的に提示
→ 一部の医療事故のみの報告にとどまる医療機関あり
29/45機関（64.4%）、319/8,570件（発生件数の3.7%のみ報告）（平成23年度）
※ 報告範囲について、具体的な例示を求める医療機関あり

勧告②

- 特定機能病院^(注)以外での特定医療機器の定期的な研修の実施

調査結果②

結果報告書P.54、55

- 特定医療機器（人工呼吸器等高度な9種類の医療機器）に必要とされる定期的な研修の年2回実施を特定機能病院^(注)に要請（医政局指導課長通知）
→ 特定機能病院以外の多くの医療機関でも特定医療機器を配置
(例) 人工呼吸器64/126機関（50.8%）（平成24年11月末）
※ そのうち、特定医療機器に係る定期的な研修を実施していない医療機関
(例) 人工呼吸器34/64機関（53.1%）（平成23年度）
※ 研修未実施・不足を原因とする特定医療機器に係る医療事故
(例) 人工呼吸器5件（平成23年度）

(注) 高度の医療の提供をする大学病院等（医療法第4条の2）

勧告③

- 医薬品業務手順書に基づく業務の実施状況の確認を患者への与薬の段階まで徹底

調査結果③

結果報告書P.42、43

- 全ての医療機関に対して、医薬品業務手順書に基づく業務の実施状況について、医薬品安全管理責任者による定期的な確認を要請（医政局長通知）
→ 医薬品安全管理責任者による業務の定期的な確認を実施していない
51 (A) /122機関（41.8%）（平成23年度）
→ 確認は実施しているが、患者への与薬段階まで確認を実施していない
32 (B) /71機関（45.1%）（平成23年度）
※ 与薬の段階で発生している医療事故の発生機関数と件数
31機関（70件）/83機関（(A) + (B)）（37.3%）（平成21年4月～24年11月）

2 院内感染対策の推進

勧告①

- 感染制御チームによる病棟ラウンドの的確な実施

調査結果①

- 300床以上の病院に対し、感染制御チームによる週1回以上の病棟ラウンドの実施を要請（医政局指導課長通知）
→ 実施していない病院 14/34機関（41.2%）（平成23年度）

結果報告書P.27

勧告②

- 「院内感染対策講習会」のDVD配布などによる内容の効率的な提供

調査結果②

- 感染制御チームの要員養成や診療所の研修にも資する講習会を実施
→ この講習会の評価は高いが、定員は受講希望者の半分
受講希望者2,632人/定員1,250人（約2.1倍）（平成23年度）

結果報告書P.112、113

勧告③

- 委託業者に対する院内感染対策研修の確実な実施

調査結果③

- 医療関連サービスの外部委託化の進展
（例）医療廃棄物処理132/137機関（96.4%）（平成24年11月末）
→ 委託業者に対しては院内感染対策研修実施の義務付けなし
※ 院内感染を発生させるおそれのある行為を行っていた例あり

結果報告書P.27、28

3 立入検査

勧告

- 医療機関に対する具体的な改善策の提示
立入検査の効果的な取組情報の都道府県等への提供

調査結果

- 都道府県等が実施し、医療安全対策の実効性を確保（医療法第25条第1項）
→ 不備の指摘だけでなく具体的な改善策の提示の希望あり（5医療機関）
→ 都道府県等の取組には、医療機関一般における事故の再発防止に有効な検査事項に重点を置く等の工夫をしている例あり

結果報告書P.67